



建築電気設備
第7部：特殊設備又は
特殊場所に関する要求事項
第702節：水泳プール及びその他の水槽

JIS C 0364-7-702 : 2000

(IEC 60364-7-702 : 1997)

(2008 確認)

平成 12 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS C 0364-7-702 : 1999は改正され、この規格に置き換えられる。

JIS C 0364-7-702には、次に示す附属書がある。

附属書A(参考) 主な保護要求事項の要約

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 11. 2. 20 改正：平成 12. 7. 20

官 報 公 示：平成 12. 7. 21

原案作成協力者：社団法人 電気設備学会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 小田 哲治）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室 [番号100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

建築電気設備 C 0364-7-702 : 2000
(IEC 60364-7-702 : 1997)

第7部：特殊設備又は

特殊場所に関する要求事項

第702節：水泳プール及びその他の水槽

Electrical installations of buildings

Part 7 : Requirements for special installations or locations

Section 702 : Swimming pools and other basins

序文 この規格は、1997年に第2版として発行されたIEC 60364-7-702, Electrical installations of buildings—Part 7 : Requirements for special installations or locations—Section 702 : Swimming pools and other basinsを翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。そのため、箇条番号はIEC 60364-7-702による。

概要

第7部の要求事項は、JIS C 0364(IEC 60364)の他の部の一般要求事項を補足し、修正し又は置き換える。

第702節の番号に続く番号は、JIS C 0364(IEC 60364)の対応する部、章、節又は箇条の番号である。

章、節又は箇条がない部分は、対応する一般要求事項が適用できることを意味する。

702 水泳プール及びその他の水槽

702.1 適用範囲、目的及び基本的原則

702.11 適用範囲

この規格の特別要求事項は、水泳プールの水槽、噴水池及び遊戯プールの水槽に適用する。また、これらすべての水槽の周囲の区域にも適用する。これらの地域においては、通常の使用時に、人体の電気抵抗の減少及び人体と大地電位との接触によって感電の危険が増大する。

水泳プールに対する要求事項は、遊戯プールに対して適用できる。

医療用水泳プールについては、特別の要求事項が必要になる場合がある。

702.12 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS C 0364-2-21 建築電気設備 第2部：用語定義 第21章：一般用語の指針

備考 IEC/TR3 60364-2-21 : 1993 (Electrical installations of buildings—Part 2 : Definitions—Chapter 21 : Guide to general terms) が、この規格と一致している。

JIS C 0364-4-41 建築電気設備 第4部：安全保護 第41章：感電保護

備考 IEC 60364-4-41 : 1992 (Electrical installations of buildings—Part 4 : Protection for safety—Chapter 41 : Protection against electric shock) が、この規格と同等である。